

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2 第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月26日

【事業年度】 第4期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 健康ホールディングス株式会社

【英訳名】 Kenkou Holdings

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瀬戸 健

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座二丁目16番11 片帆ビル6F

【電話番号】 (03)5565-6247

【事務連絡者氏名】 管理本部長 古村 克明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座二丁目16番11号片帆ビル6F

【電話番号】 (03)5565-6247

【事務連絡者氏名】 管理本部長 古村 克明

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年10月1日に提出いたしました第4期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書の記載事項の一部に訂正すべき箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 省略

(2) 省略

① 省略

a ~ g 省略

h 定款に定めた規定

当社は、株主総会決議の内容、要件等に関して、定款に下記の内容を定めております。

・当社は取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

・当社は、株主総会の円滑な運営を行なうため、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定めております。

・当社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。

・当社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失がない場合には法令の定める限度内でこれを免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。

・当社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当（会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をいう。）を行うことができる。

(訂正後)

h 定款に定めた規定

当社は、株主総会決議の内容、要件等に関して、定款に下記の内容を定めております。

・当社は取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるようにすることを目的とするものであります。

・当社は、株主総会の円滑な運営を行なうため、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定めております。

・当社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役

(取締役であった者を含む。) の責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする旨を定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に發揮できることを目的とするものであります。

・当社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失がない場合には法令の定める限度内でこれを免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする旨を定めております。これは、監査役が期待される役割を十分に發揮できることを目的とするものであります。

・当社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当(会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をいう。)を行うことができる旨を定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。